

在学生の皆さんへ

～学費の納入について～

本学の学費納入に関しては、次のような細則があります。

「文化学園大学・文化学園大学短期大学部の学費納入に関する細則」(抜粋)

第2条 学費納入期限は、前期4月末日、後期9月末日までとする。経済的な理由等、諸事情により期日までに納入できない場合、学費納入延期願いを提出し、許可を受けるものとする。

第3条 学費納入延期願いを提出し許可された場合は、前期分は10月31日まで、後期分は3月31日までに納入することとする。前期分は最長で当該年度末までの延期が認められることがあるが、それ以降の延期はいかなる事情があっても認められないものとする。

多くの大学では、定期試験前に学費納入が求められており、納入しなければ試験が受けられません。本学は、学費が納入されていなくても定期試験は受けられます。(ただし、学費納入が確認されるまで成績評価は受けられず、単位は認定されません)。

本学は、在学生の皆さんが安心して学業に勤しめるよう、支援するための体制を整えています。学費の納入に関して困ったことがあった場合は、クラスやコースの担任・副担任の先生、あるいは担当へ、早めに相談してください。

学費担当：事務局教務部学事課 (A館ロビー階 事務局にあります)

電話 03 (3299) 2309

*上記細則の全文は、Student Manual (履修要項) に記載されています。

以上